



1. 初めての日本人所長

——世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所の存在を知らない読者がいるかもしれません。

夏目：スイスのジュネーブにあるWIPO（本部）をご存じの方は多いと思います。

WIPOは国際連合の専門機関の一つであり、パリ条約、PCT、マドプロ、ヘーグ協定をはじめとする国際知的財産権法の発展や知財に関するグローバルなサービスを行っています。

一方、そのなかで、WIPO日本事務所は途上国向けの調査・研究などをこれまでの主な業務として行ってきたことから、日本の皆さんにはなじみが薄いのだと思います。

——日本事務所の設立は2006年9月。今年1月、夏目さんが日本人として初めて所長に就任されたということですね。

夏目：所長ポストに空きが出て、国際

公募されました。現在、日本以外のWIPO外部事務所は、ニューヨーク、シンガポール、リオデジャネイロにあります。2011年の夏ごろから外部事務所の機能について見直しが行われたことも、私が採用された理由の一つかもしれません。

——機能の見直しとは？

夏目：これまで、当事務所は先ほど申し上げた調査・研究に加えて知財制度の普及啓発を主な業務としてきました。

これらはもちろん重要なのですが、今後はWIPOのグローバルな知財保護制度のサービスセンターとしての機能を持たせて、サービスを拡充していく方針が示されました。

WIPOの2大サービスはPCTとマドプロですが、いずれも日本は世界的にみて重要なユーザーです。日本人を所長に採用したのは、WIPOが日本市場を非常に重視していることの現れともいえますね。

——サービスの具体的内容とは？

夏目：PCTやマドプロ等に関する一般的な質問や相談に対応させていただきます。ユーザーにとってWIPOの窓口としての役割を果たすことが我々に求められているのです。もちろん、日本語で大丈夫です。

現在、日本事務所にはマドプロの専門家は在籍していますが、PCT担当の専門家はいません。その体制強化が我々の喫緊の課題です。

2. 世界に発信、知財MIND

——WIPOの本部にも日本人スタッフがいて、電話での相談も可能ですが、彼らとの業務の連携やすみ分けについてお伺いします。

夏目：出願済みの個別案件や細かい運用情報などについては、本部の日本人スタッフにお問い合わせください。

例えば、特許庁に出願した案件に関して、その対応を地方の特許室に相談しても、一般的な回答しか得られないのと同じことです。

——相談以外にどのような活動をされているのですか？

夏目：知財のセミナーやイベントで、WIPOのサービスや制度の講演も行います。しかし、いくら日本がビッグ・ユーザーとはいえ、本部から頻繁に人材派遣するのは困難なので、我々が地の利を活かして対応します。

——個別の企業から「制度説明に来てほしい」という要望があった場合は？

夏目：さすがにすべての個別のご要望に対応するのは難しいかもしれません。ある程度の人数が集まるイベントやセミナーに我々を呼んでいただくのが理想ですが、できる限り柔軟に対応していきたいと思います。

——特許庁の国際出願課とのすみ分けについてはいかがですか？

夏目：PCTもマドプロも実際に願書を受け付けるのは受理官庁・本国官庁としての特許庁国際出願課です。

WIPOの業務は制度全般の管理や国際事務局としての業務なので、双方の得意とする分野には違いがあります。

——日本の政府機関と連携は？

夏目：我々は常に特許庁や外務省を含めた関係省庁と情報を共有し、連携を図っています。特許庁、外務省に加え、例えば、著作権は文部科学省、種苗では農林水産省が関係します。

——模倣品対策として、WIPO「ホンモノ」(模倣品対策)漫画コンテストを開催していますが、国際課も「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を行っていますね。

夏目：国際課のキャンペーンは国内向け、WIPOは世界185カ国の加盟国が対象ですから、おのずと中身が異なってきます。我々は日本が世界に誇る「漫画」という文化を前面に打ち出すことにより、模倣品対策を世界に向けてアピールしているのです。

2010年の漫画コンテストで優勝した
岩崎 恵美子氏の作品
『HONMONO』



©WIPO

——「IPアドバンテージ」や「アジアの発明家ドキュメンタリー」を制作されていますね。

夏目：「IPアドバンテージ」は、知財を活用した成功事例を集めたデータベースです。特に途上国の知財マインドを高めることを目的としています。

「アジアの発明家」は各5分程度のドキュメンタリー映像です。この企画、取材、構成、プロデュースを当事務所のスタッフが担当しています。

——ホームページで視聴しました。やはり、映像はインパクトがありますね。

夏目：そうですね。漫画も映像もユーザーに分かりやすく伝えるには非常に優れたコミュニケーション手段だと思います。

クオリティーはなかなかのものだと思いますから、本誌読者の方々にもぜひ見ていただきたいですね。

3. WIPO日本事務所ここにあり!

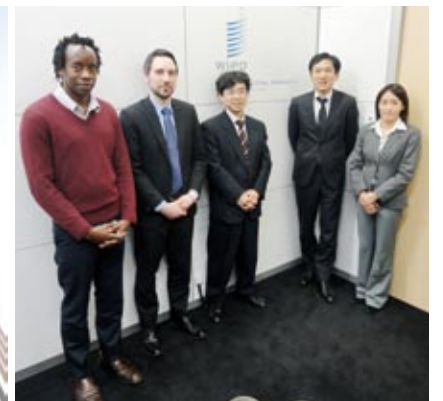
——ところで現在、わが国はヘーグ協定への加盟を検討中ですな。

夏目：日本の加盟検討のプロセスには、他の国にとって参考になるノウハウが詰まっていると思います。

今後、制度を普及啓発するうえで、こういった情報をシェアすることができれば、関係各国に大きなメリットをもたらすことができる——と、個人的には思っています。

——最後に読者へのメッセージをお願いします。

夏目：日本の「発明の日」は4月18日ですが、WIPOも4月26日を「世界的財産の日」としています。その意味では日本とWIPOは非常に縁があると感じています。まだ発展途上ではありますが、今後ともWIPO日本事務所をよろしく願いいたします。



世界知的所有権機関 日本事務所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2
大同生命霞が関ビル7階
TEL 03-5532-5030 (代表)
FAX 03-5532-5031
※詳細については以下のHPを参照。
<http://www.wipo.int/japan>